

セーフティネット保証4号発動に伴う危機対策資金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者の資金繰り支援として、信用保証制度の特例措置であるセーフティネット保証4号が発動されたので、次のとおり危機対策資金を適用します。

| | | | | |
|-----------|--|--|--|---|
| 資 金 名 | 危機対策資金（感染症関連） | | | |
| 融資の対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月間の売上高等が、前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で20%以上減少することが見込まれるとして、市町村長からセーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けた中小企業者 | | | |
| 対 象 地 域 | 県下全域 | | | |
| 資 金 使 途 | 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金 | | | |
| 融資限度額 | 8,000万円 | | | |
| 融 資 期 間 | 10年以内（うち据置期間2年以内） | | | |
| 融 資 利 率 | 年1.15%以内 | | | |
| 責任共有制度 | 対象外 | | | |
| 保 証 料 率 | 年0.80% | | | |
| 担保・保証人 | 金融機関又は保証協会の定めるところによる | | | |
| 信 用 保 証 | 保証付き | | | |
| 取扱金融機関 | 中国銀行 広島銀行 香川銀行 西日本シティ銀行 水島信用金庫 倉吉信用金庫 | トマト銀行 もみじ銀行 伊予銀行 おかやま信用金庫 備北信用金庫 笠岡信用組合 | 鳥取銀行 阿波銀行 愛媛銀行 玉島信用金庫 備前日生信用金庫 商工組合中央金庫 | 山陰合同銀行 百十四銀行 四国銀行 津山信用金庫 吉備信用金庫 |
| 申 込 手 続 き | 市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定（セーフティネット保証適用の要件）を受け、原則として取扱金融機関を経由して信用保証協会へ申し込む。 | | | |

・ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号による地域指定の期間（R2.3.2 現在）

令和2年2月18日～令和2年6月5日